

山形県告示第52号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表（以下「公表」という。）の方法を次のように定め、令和8年2月1日から施行し、平成13年4月県告示第278号（公共工事に関する事項を公衆の閲覧に供する方法等）は、令和8年1月31日限り廃止する。ただし、同日以前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日後に締結されるものについては、なお従前の例による。

令和8年1月30日

山形県知事 吉村美栄子

インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。